

劇場型勧誘による

買え買え詐欺にご注意を！



事例 1

証券会社を名乗る者から「A社から社債購入のパンフレットが送られてきていないか」と電話があった。送られてきていると答えると「A社の社債はパンフレットが送られてきた人しか購入できない。後日、倍額で買い取るので代わりに買ってもらえないか」と言われた。信用できるか。

事例 2

大手企業を名乗る者より、「老人ホームのパンフレットが届いたら連絡して欲しい」と電話で頼まれた。数日後に届いたと連絡すると「パンフレットが届いた人には入居権がある。両親を入居させたい人がいるが、一人分しか権利がない。あなたの権利を譲って欲しい。申込書に署名し代わりに申込んで欲しい」と指示され、実行した。二日後にその老人ホームから「名義貸しは違法行為で罪になる。100万円を払えば名前を消す」と言われた。怖くなり宅配便で現金を送った。すると老人ホームの監査人と称する者から電話で「まだ罪は消えていない。貯金はいくらあるか」と聞かれ、600万円と答えると「あと600万円支払え、さもないとパトカーが行く」と言われた。

アドバイス

◇「あなたは特別に購入する権利がある」などと言い、老人ホームの入居権や社債購入などを持ち掛けてきます。断ると「名義を貸して欲しい」などと頼まれます。良かれと思って承諾すると、後で「名義貸しは犯罪だ」などと脅迫しお金を請求してきます。

※業者は大手企業・公的機関等を装い、勧誘してくる商品は未公開株・社債などと様々です。複数の登場人物から次々と電話がかかってくるため、非常に巧妙です。このような電話がかかっても相手のいうことをうのみにせずお金は支払わないように注意してください。いったん支払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。

※このような電話から身を守るために▽留守番電話機能を利用して、かかってきた電話にはすぐには出ず、必要に応じてかけ直す▽発信者番号表示機能のある電話機を利用している場合、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないようにする▽通話内容を録音する装置を利用するなどが有効です。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)

消費者ホットライン☎188 (いやや!)